

旧二葉中学校校舎利活用基本構想・基本計画
策定支援業務プロポーザル実施要項

平成 27 年 6 月 19 日

新 潟 市

1 業務名

旧二葉中学校校舎利活用基本構想・基本計画策定支援業務

2 概要

大規模跡地利活用の一つである旧二葉中学校舎を改修し、現大畑少年センターに国際機能を付加した（仮称）国際青少年センター（以下「青少年センター」という。）及びアーティストやクリエイターの創造活動の拠点となる（仮称）芸術創造ファクトリー（以下「創造ファクトリー」という。）を整備

構想・計画の策定については学識経験者や民間団体等で構成する策定検討委員会を設置し、施設の構想・計画を策定する。

（注）基本設計・実施設計の発注については、当該業務の契約締結者との随意契約を予定しますが、H27年度予算の範囲での取り扱いとなるため、お約束するものではありません。

3 背景

- 平成26年4月に新潟市中央区栄町の舟栄中学校と中央区二葉町の二葉中学校が統廃合され、未使用となった旧二葉中学校校舎利活用について検討
- 中央区東大畑通2番町の大畑少年センターの老朽化に伴い、同施設の機能を旧二葉中学校へ移転
- 文化芸術が有する創造性を活かしたまちづくりの一環として、文化芸術の担い手が相集い、練習・制作・研修など創作活動ができる場を提供として、創造ファクトリーを整備

4 整備方針

青少年センター及び創造ファクトリーの整備方針として、以下の機能を設ける。

【青少年センター】（現在大畑少年センターは、小・中学生を対象としているが、青少年センターは高校生まで対象を拡大）

- 自然体験や集団活動などの体験活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育む場の提供
- 世界各国の青少年との交流できる場を通じて、相互理解と友好を深め、広い国際的視野を養う機会を提供し、異文化や習慣をもった人々と信頼関係を築きながら生きていける青少年の育成

【創造ファクトリー】

- アーティスト・クリエイターの創作活動（レジデンス等）・情報発信の拠点
- 異なるジャンルの創作活動による新たな文化芸術の創造
- アーティスト・クリエイターと地域及び市民交流の場
- アーティスト・クリエイターの起業に向けたマッチングの場

5 施設所在地

新潟市中央区二葉町2丁目5932番地

6 施設改修規模・条件

【構造・規模】

旧校舎棟：鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積 4,127 m²

旧体育館棟：鉄筋コンクリート造平屋建て一部2階建て 延べ面積 1,948 m²

(旧体育館棟に渡り廊下を含む)

【両施設の使用面積】

青少年センター：旧校舎棟2～4階部分 3,077 m²

旧体育館棟1～2階分 1,948 m² (渡り廊下含む)

創造ファクトリー：旧校舎棟1階部分 1,050 m² (共用部分含む)

【条件】

既存建物（構造物）の改修を基本とする。但し、体育館部分については改修なし。

7 策定検討委員会

策定検討委員 10名程度

H27年12月末までに計6回開催、11月を目途にパブリックコメントを実施

8 全体スケジュール（予定）

○青少年センター

H27年度：基本構想・基本計画、基本設計・実施設計

H28年度：改修工事

H29年度：改修工事、供用開始（夏季）

○創造ファクトリー

H27年度：基本構想・基本計画、基本設計・実施設計

H28年度：改修工事、利用者募集

H29年度：改修工事、供用開始（夏季）

9 業務の目的

青少年センター及び創造ファクトリー整備に向けて、基本構想・基本計画の策定及び策定検討委員会の運営を含めた支援業務

10 業務内容

策定支援業務仕様書【別紙1】をご覧ください。

11 契約期間（予定）

契約締結の日から平成28年1月29日（金）

12 予定価格

上限額：3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

13 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、旧二葉中学校校舎利活用基本構想・基本計画策定支援業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提案内容等を総合的に評価して行います。

14 提案者の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する、参加させることができない者、又は、参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (2) 同業務の受注能力を有するものであること。
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

15 プロポーザル日程

- (1) 実施要項交付開始 : 平成 27 年 6 月 19 日（金）
- (2) 参加表明書提出期間 : 平成 27 年 6 月 19 日（金）～7 月 3 日（金）
- (3) 現地内覧 : 平成 27 年 6 月 24 日（水）～6 月 25 日（木）予定
- (4) 質問受付期間 : 平成 27 年 6 月 19 日（金）～6 月 30 日（火）
- (5) 質問への回答 : 平成 27 年 7 月 2 日（木）
- (6) 提案書提出期間 : 平成 27 年 7 月 6 日（月）～7 月 10 日（金）
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング
: 平成 27 年 7 月中旬予定
- (8) 審査結果通知 : 平成 27 年 7 月中旬予定

16 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、事前に参加表明書を提出してください。

- (1) 提出書類：参加表明書【別紙 2-1】（要代表者印）
- (2) 提出部数：1 部
- (3) **提出期限：平成 27 年 7 月 3 日（金）午後 5 時必着**
- (4) 提出方法：持参または郵送

※参加表明を取り下げる場合は、その旨を記した書面を提出してください。

17 現地内覧

平成 27 年 6 月 24 日（水）午前 9 時～6 月 25 日（木）午後 5 時の間で個別に対応します。

希望者は下記まで電話でお申込みください。

新潟市教育委員会事務局 地域教育推進課 担当：枝並・増田 TEL：025-226-3229

18 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問については、下記のとおり受付し回答します。また、参加表明書の提出者のみ質問を提出することができます。

ただし、電話や口頭による質問は受けつけません。

- (1) 提出書類：質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を記入すること）
- (2) **提出期限：平成 27 年 6 月 30 日（火）午後 5 時必着**
- (3) 提出方法：持参、郵送、電子メールのいずれか
- (4) 回答方法：平成 27 年 7 月 2 日（木）までに、参加表明書提出者全員に電子メールにて一括回答します。

19 提案書（見積書含む）の提出

- (1) 提出書類
 - ① 提案書表紙【別紙 2-2】
 - ② 業務体制及び従事者の過去 5 年の同種・類似業務実績
※施設整備に係る基本構想及び基本計画に限る。【A4 判 1 枚、自由様式】
 - ③ 整備方針に基づく機能提案 ※イメージ図含む【A3 判 2 枚まで、自由様式】
 - ④ 青少年センターと創造ファクトリー及び他の公共施設等との連携についての考え方
【A3 判 1 枚、自由様式】
 - ⑤ 事業手法（運営体制）の考え方 ※整備費及び運営費を含む
【A4 判 2 枚まで、自由様式】
 - ⑥ 見積書（要代表者印）※内訳書を添付すること【A4 判、自由様式】
 - ⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【別紙 2-3】
- (2) 提出部数：10 部（正本：1 部/副本：9 部）
- (3) **提出期限：平成 27 年 7 月 10 日（金）午後 5 時必着**
- (4) 提出方法：持参または郵送
- (5) 留意事項：社名は正本にのみ表示し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと

20 プレゼンテーション及びヒアリング

審査のため、提案者によるプレゼンテーション及び選定委員会のヒアリングを実施します。

- (1) 日程：平成 27 年 7 月中旬予定 ※時間・会場・参加上限人数等は別途通知する
- (2) 使用資料：事前に提出した提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、これ以外の資料の使用は認めません。

21 選定方法及び選定結果

- (1) 選定委員会の構成
受託者の選定は、提案書に基づき選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は次のとおりとします。
学識経験者 1 名、民間人有識者 3 名、新潟市職員 3 名

- (2) 審査
選定委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その採点結果により決定した各委員の順位数の和が最も小さい者を第 1 位交渉権者とします。また、順位数の和が同数と

なった場合には選考委員による多数決により順位を決定することとします。また、順位数の和が最も小さい者であっても、その得点が配点合計の 60 パーセントに満たない場合は、第 1 位交渉権者に選定しないことがあります。

評価基準は以下のとおりとします。

	比較項目	主なチェック項目	配点
1	業務体制及び従事者の過去 5 年の同種・類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の業務実績は適正か ・業務の遂行にあたり適正な人員配置か 	20
2	整備方針に基づく機能提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の整備方針を理解した提案内容か ・実現性を持つ内容であるか ・本施設を活用し、今後文化芸術が有する創造性を活かした提案がなされているか 	30
3	青少年センターと創造ファクトリー及び他の公共施設等との連携についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・連携による効果はどうか ・他の公共施設との連携による効果はどうか 	20
4	事業手法（運営体制）の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・経済性を含め効果的な運営体制か 	20
5	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な見積金額となっているか 	10

(3) 審査結果の通知

審査結果については、各提案者に対して文書にて通知するとともに、市ホームページに掲載します。

22 契約

(1) 受託者の決定

- ①新潟市長は、第 1 位交渉権者と委託契約の締結交渉を行います。合意した場合は見積書記載金額の範囲内で契約を締結します。
- ②第 1 位交渉権者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第 1 位交渉権者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と協議します。
- ③契約手続きは、新潟市契約規則の規定を準用します。
- ④市長は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとします。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議し、決定します。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

23 提案者の失格

- (1) 14 の参加資格を満たさない者
- (2) 提案提出期限に遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要項に違反する表現をした者
- (4) 予定価格（上限額）を超える見積り金額を提案した者
- (5) 選定委員または事務局に不当な接触を行った者

24 その他

- (1) 提案にかかる費用は、提案者の負担とします。提案者に対する参加報酬等はありません。
- (2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (3) 提案書は、提案を行った者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された全ての提案書を返却しません。

25 各種書類提出先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市役所白山浦庁舎 1 号棟 2 階
新潟市教育委員会事務局 地域教育推進課 担当：枝並・増田
電子メール chiiki.edu@city.niigata.lg.jp

お問い合わせ

新潟市教育委員会事務局 地域教育推進課
担当 枝並・増田
電話 025-226-3299
FAX 025-230-0421